

## 介護予防ワーキングチーム中間報告（概要）

### I. 介護予防サービス提供に当たっての基本的視点

#### 1. 利用者の状態像の特性を踏まえたサービス提供

- 新予防給付は、日常生活上の基本的動作がほぼ自立しており、状態の維持・改善可能性も高い者を対象とするものである。サービス提供に当たっては、利用者の状態像の特性を踏まえ「本人のできることはできる限り本人が行う」ことが重要。

#### 2. 介護予防ケアマネジメントを踏まえた目標志向型サービス提供

- 介護予防サービスの提供に当たっては、ケアプランと連動した**明確な目標設定**を行い、**一定期間後には初期の目標が達成されたかどうか評価する**という「**目標志向型**」の**サービス提供**が必要。

#### 3. 利用者の個別性を踏まえた意欲を高めるサービス提供

- **高齢者の個別性・個性を重視**するとともに、利用者の主体的な活動、参加意欲を高める総合的かつ効果的なプログラムを用意することが重要。

#### 4. 通所系サービスの位置づけ

- 介護予防サービスにおいては、廃用症候群予防・改善の観点から、日常生活の活発化、社会と関わる機会の向上により資する**通所系サービス**を**主軸としたサービスプラン**を組み立てることが重要。

## 5. 介護予防サービスの特性に応じた報酬のあり方

- 介護予防サービスの利用については、利用者の状態像から見て、ある程度の標準化が可能であり、また、目標志向型のサービス提供を促進する観点から、報酬の設定については、現行の「**時間単位**」の支払い方式を見直し、**月単位の定額報酬**など、「**包括的な報酬設定**」としていくことが適当。また、**目標の達成度合いに応じた介護報酬**の設定についても、**導入の方向で検討することが適当**。

## 6. 介護予防サービスの特性に応じた基準のあり方

- 効果的で質の高い介護予防サービスを継続的に担保していくために、介護予防の視点からの**実効性のある基準設定が必要**。

# Ⅱ. 各サービスの報酬・基準に関する論点

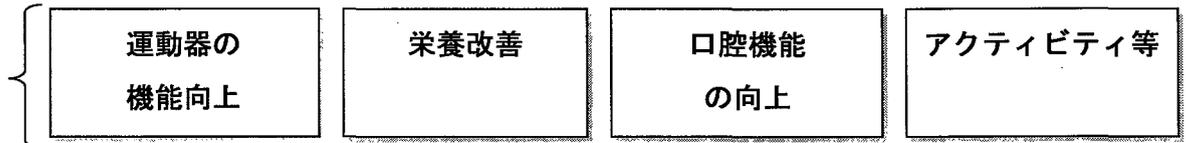
## [介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション]

### (サービス構造)

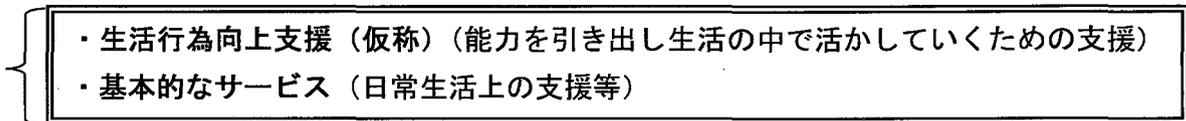
- ①一定時間、要介護者等を預かることに伴い必然的に発生する日常生活上の支援や利用者の在宅生活における生活行為を向上させるための支援などの「**共通的なサービス**」
- ②「**運動器の機能向上**」「**栄養改善**」「**口腔機能の向上**」などの各サービスごとの「**選択的なサービス**」

## 「介護予防通所介護」のサービスイメージ（基本的構造）

選択的な  
サービス



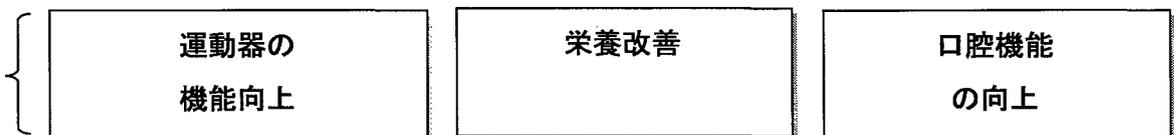
共通的な  
サービス



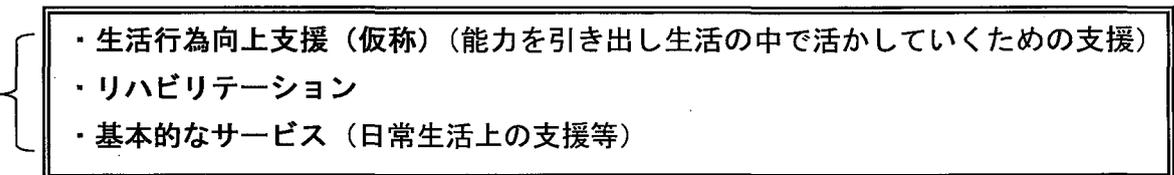
○共通的なサービスに加え、選択的なサービスを単独あるいは複数組み合わせることが考えられる。

## 「介護予防通所リハビリテーション」のサービスイメージ（基本的構造）

選択的な  
サービス



共通的な  
サービス



○共通的なサービスに加え、選択的なサービスを単独あるいは複数組み合わせることが考えられる。

### (報 酬)

- 報酬については、サービス構造を踏まえつつ、**月単位の定額報酬など包括的な報酬設定とすることが適当。**
  
- **目標の達成度に応じた介護報酬上の評価の仕組み**については、技術的論点を整理しつつ、**導入に向け検討することが適当。** その際、
  - ①評価対象：事業者単位での評価
  - ②評価指標：要介護度の改善、サービスからの離脱
  - ③報酬支払い先：各事業者に直接給付が、現実的な一つの考え方。また、公平・公正の観点から、評価のプロセスに地域包括支援センターが関与することを検討すべき。

### (基 準)

- 介護予防のための効果的な支援基準においては、**全ての事業者が最低限満たすべき実施手順等を提示**することが適当。

## [介護予防訪問介護]

### (報 酬)

- 報酬については、**月単位の定額報酬など包括的な報酬体系とすることが適当。**
  
- サービス区分については、現行の「**身体介護**」と「**生活援助**」という**区分を一本化**。「通院等乗降介助」については、現行は要支援者には認められていないことや、要介護1の該当者は「移乗」は、ほぼ自立していることなどを踏まえ、そのあり方を検討。

### (基 準)

- 介護予防のための効果的な支援基準においては、①適切なケアマネジメントに基づく提供、②利用者の個別性を踏まえたサービス提供、③通所系サービスや地域のサービスとの連携確保、などを示すことが必要。

## [介護予防福祉用具貸与、介護予防福祉用具購入]

### (基準)

- 現行の「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」の効果も踏まえ、介護予防ケアマネジメントをより徹底していく観点から、
  - ①現行の通知で示している「**福祉用具の選定の判断基準**」を介護予防の観点から精査した上で、「**介護予防のための効果的な支援基準**」に**明確に位置づける**とともに、
  - ②**現行の判断基準において使用が想定しにくいとした福祉用具については、原則として保険給付の対象としないこととし、例外的に保険給付の対象とする場合には、個別のケアマネジメントを経た上で、必要と認められるものについて、保険給付の対象とすることが**適当。

## [その他の介護予防サービス]

- その他の介護予防サービスは、通所系サービスなどにおいては対応できない利用者の個別ニーズに対応するものであり、報酬・基準については、今後、検討される介護給付のサービス提供の在り方等も踏まえつつ検討。